

新型コロナウイルス感染症について

総務課防災危機管理室 ☎(25)1118

健康福祉課健康係 ☎(25)1146

～あなたとあなたの大切な家族や地域を守るために～

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数報告され、急速な増加が確認されるなか、三重県緊急事態措置が出されました。

市民のみなさんには、ご自身だけではなく、大切な家族や地域を守るため、次のことを守っていただきますようお願いいたします。

外出自粛の徹底

- 生活の維持に必要な場合を除く移動の自粛
- 市外のかたの鳥羽市への帰省や訪問の自粛
- 特に、大型連休期間中における移動の自粛

3つの『密』の回避、人との距離の確保

- 3つの『密（密閉空間・密集場所・密接場面）』の回避
- 人と人との一定の距離（2メートル程度）の確保

職場での感染回避

- 通勤や職場での感染回避対策の実施
- 発熱時の出勤自粛や子育てのための休暇の取得促進

今後予定している国・県の感染症拡大阻止対策や緊急経済対策などの具体策については、情報が入り次第速やかにお知らせし、市としての対策も実施してまいります。

このような事態が一日も早く終息するには、お一人おひとりの感染拡大防止を意識した行動がとても大切です。

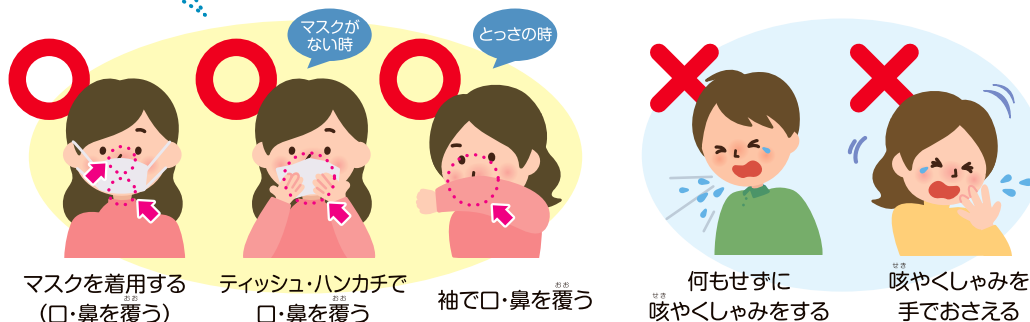
何卒、ご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

鳥羽市長 中村 欣一郎

感染拡大を防ぐためには

- 手洗い、うがい、咳エチケットおよび各自の体調管理を心掛けましょう。

3つの咳エチケット せき 電車や職場、学校など 人が集まる場所でやろう



- 換気の悪い密閉空間や多数が集まる密集場所、間近で会話や発声する密接場面などの「3密」を避ける行動を徹底してください。



人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症について、SNS などにおいて患者個人の特定につながる内容の掲載や誹謗中傷、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示などの行為が見受けられます。これらの行為は人権侵害です。

また、感染したかたやその家族、治療にあたっている医療関係者などに対する不当な差別、偏見、いじめも人権侵害であり、決して許されるものではありません。

明日にはご自身や大切なご家族に起こりうる事態だと考えていただき、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

みんなでこの事態を乗り切っていきましょう。



新型コロナウイルス感染症に関する公式情報については、こちらをご覧ください

○県内の感染症患者の状況や検査の状況、入退院の状況などについては、
三重県のホームページで確認できます。

三重県公式ホームページ [URL https://www.pref.mie.lg.jp/](https://www.pref.mie.lg.jp/)



○市の新型コロナウイルス感染症関連情報については、市ホームページで随時、
更新しています。

鳥羽市公式ホームページ [URL https://www.city.toba.mie.jp/](https://www.city.toba.mie.jp/)



感染を疑う場合は

● 下記の「帰国者・接触者相談センター」などにご相談ください

帰国者・接触者相談センターでは、相談の内容から必要に応じて、専門の「帰国者・接触者外来」へ受診していただけるよう調整します。

相談の目安

- ◆ 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上（高齢者や基礎疾患などがあるかたは、2 日程度）続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないかたを含みます）
- ◆ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

【問合せ先】

日時	機関名	電話番号
午前 9 時～午後 9 時 ※平日および土曜・日曜日、祝日	帰国者・接触者相談センター (伊勢保健所)	☎ 0596 ②7 5137
上記以外の時間	三重県救急医療情報センター	☎ 059-229-1199

※相談の目安にはあてはまらないが、発熱などの症状がある場合は、医療機関を直接受診せずに事前に電話でかかりつけ医などにご相談ください。

受診の際の注意

- ◆ 「帰国者・接触者相談センター」から受診を勧められた場合、勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することは避けてください。
- ◆ 受診には自船（チャーター船など）や自家用車を使用し、定期船や電車・バスなどの公共交通機関の利用は控えてください。

自船がどうしても用意できない場合は…

鳥羽市消防本部（119 もしくは☎②5 2821）へご相談ください。

※定められた手順により搬送船舶を手配しますが、出航、到着までに時間がかかりますのでご理解ください。

- ◆ 受診の際には、マスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた場合の各種相談窓口

三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金

・休業要請相談窓口（三重県雇用経済部内） ☎ 059-224-2335

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金について

・宿泊予約延期協力金相談窓口（三重県雇用経済部観光局内） ☎ 059-224-2520

新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺にご注意ください！

○協力金・給付金などを装った「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください。

○市や県、国などが、現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることや、給付のために手数料の振り込みを求めることは、絶対にありません。

相談区分		問合せ先	
保健	新型コロナウイルス感染症に関する相談 (一般的な相談)	伊勢保健所	☎ 0596 ㉗ 5137
		三重県庁相談窓口	☎ 059-224-2339
		厚生労働省相談窓口	☎ 0120-565-653
	発熱などの症状があるかたの相談	伊勢保健所 ※土曜・日曜日、祝日対応 (午前9時～午後9時)	☎ 0596 ㉗ 5137
三重県救急医療情報センター (午後9時～翌午前9時)		☎ 059-229-1199	
感染予防や健康に関する相談	健康福祉課健康係	☎ ㉕ 1146	
こども	小・中学校に関する相談	教育委員会学校教育課	☎ ㉕ 1265
	幼稚園に関する相談	教育委員会総務課	☎ ㉕ 1262
	保育所に関する相談	健康福祉課子育て支援室	☎ ㉕ 1184
	放課後児童クラブに関する相談		
	子育て支援センターに関する相談	鳥羽市子育て支援センター	☎ ㉕ 7225
税金・料金など	納税に関する相談 (納税猶予制度の相談について)	税務課特別滞納整理係 税務課管理収納係	☎ ㉕ 1136 ☎ ㉕ 1132
	介護保険料の支払いに関する相談 (納付猶予制度の相談について)	健康福祉課長寿介護係	☎ ㉕ 1186
	後期高齢者保険料の支払いに関する相談 (納付猶予制度の相談について)	市民課保険年金係	☎ ㉕ 1148
	国民年金の支払いに関する相談		
	上下水道料金の支払いに関する相談	水道課(料金徴収窓口)	☎ ㉕ 2641
	市営住宅の家賃の支払いに関する相談	建設課管理係	☎ ㉕ 1171
	緊急小口資金などに関する相談	鳥羽市社会福祉協議会	☎ ㉕ 1188
融資	中小企業への支援に関する相談 (セーフティネット資金などに関する相談)	農水商工課商工労政係	☎ ㉕ 1156
	中小企業向け融資制度に関する相談 (セーフティネット貸付などに関する相談)	日本政策金融公庫 伊勢支店	☎ 0596 ㉔ 5191
	中小企業の経営に関する相談	鳥羽商工会議所	☎ ㉕ 2751
	農林水産業者の経営に関する相談	三重県農林水産部 水産振興課水産経営班【漁業者】 担い手支援課担い手育成班【農業者】	☎ 059-224-2606 ☎ 059-224-2354
雇用	雇用に関する相談 (雇用調整助成金の相談について)	三重労働局 ハローワーク伊勢	☎ 059-213-9870 ☎ 0596 ㉗ 8609
	小学校等休業に伴う保護者の支援の相談 (学校等休業助成金・支援金の相談について)	学校等休業助成金・支援金等 相談コールセンター	☎ 0120 ㉙ 3999
その他	文化施設(公民館、図書館など)に関すること	教育委員会生涯学習課	☎ ㉕ 1268
	スポーツ施設(体育館、武道館など)に関すること		
	消費者相談	鳥羽市消費生活相談窓口	☎ ㉕ 1241
	人権相談	市民課人権・市民交流室	☎ ㉕ 1141
在住外国人の相談	三重外国人相談サポートセンター	☎ 080-3300-8077	

問合せ先がよくわからない場合はこちらまで 総務課行政係 ☎ ㉕ 1112